

第 7 7 号議案

中間市行橋市競艇組合規約の変更について

地方自治法第 2 8 6 条第 2 項の規定により、別紙のとおり中間市行橋市競艇組合規約を変更することについて協議するため、同法第 2 9 0 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 1 1 月 2 5 日提出

中間市長 福田 浩

中間市行橋市競艇組合規約の一部を変更する規約（案）

中間市行橋市競艇組合規約（昭和44年中間市行橋市競艇組合規約第1号）の一部を次のように変更する。

題名を次のように改める。

中間市行橋市ボートレース組合規約

第1条中「中間市行橋市競艇組合」を「中間市行橋市ボートレース組合」に改める。

附 則

この規約は、令和8年4月1日から施行する。

中間市行橋市競艇組合規約新旧対照表

改正後	改正前
<u>中間市行橋市ボートレース組合規約</u> (組合の名称) 第1条 本組合は、<u>中間市行橋市ボートレース組合</u>（以下「組合」という。）という。	<u>中間市行橋市競艇組合規約</u> (組合の名称) 第1条 本組合は、<u>中間市行橋市競艇組合</u>（以下「組合」という。）という。